

契約情報の公表に関する取り扱いについて

平成 18 年 8 月 1 日
理 事 長 裁 定
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 1 月 31 日改正
令和 6 年 9 月 24 日改正

独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）における契約について、下記の事項を会館ホームページに掲載し公表するものとする。

記

（内容を公表する契約）

1. 予定価格が 250 万円を超える工事及び製造
2. 予定価格が 160 万円を超える財産の買い入れ
3. 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超える物件の借り入れ
4. 予定価格が 100 万円を超える役務

（公表の主な事項）

1. 物品等又は役務の名称及び数量
2. 契約責任者の氏名及び所在地
3. 契約締結日
4. 契約相手方の氏名及び住所
5. 契約の種別（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、及び総合評価落札方式等の別）
6. 契約金額
7. 予定価格
8. 落札率
9. 随意契約の場合随意契約によることとした理由
10. 「独立行政法人国立女性教育会館が行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月）に定める情報

（公表時期及び公表期間）

契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内とし 1 年間公表する。

(内容を公表しない事項)

1. 独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領第 36 条第 1 項第 1 号（会館の行為を秘密にする必要がある場合）による随意契約における、契約相手方の氏名及び住所
2. 今後の一般競争入札の予定価格の算定方法を推測させる可能性がある場合の予定価格及び落札率

附則

1. この取り扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
2. 平成 18 年 7 月末日までの契約については、上記公表時期に関わらず速やかに公表するものとする。

附則

この取り扱いは平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この取り扱いは平成 20 年 1 月 1 日から実施する。

附則

この取り扱いは令和 6 年 9 月 24 日から実施する。